



茨城県報

第556号

令和6年(2024年)10月24日

木曜日

目次

告 示

ページ

- 使用料、手数料並びに貸付金の元利償還金及びこれに係る遅延損害金並びに損害賠償金の収納事務の委託内容の変更(行政経営課).....1
- 土壌汚染対策法に基づく要措置区域の指定(資源循環推進課).....3
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定(10件)(障害福祉課).....5
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定更新(2件)(障害福祉課).....7
- 漁船損害等補償法による届出の審査の結果(漁政課).....9
- 道路の区域の変更(道路維持課).....9
- 道路の供用の開始(2件)(道路維持課).....9
- 更正換地処分届出(農林事務所).....10

公 告

- 公共測量の実施(2件)(用地課).....10
- 都市計画の図書の縦覧(都市計画課).....11
- 開発行為の工事完了(3件)(建築指導課).....11
- 軽油引取税に係る免税証の無効(2件)(県税事務所).....12

(病 院 局)

- 落札者等の公示.....12

告 示

茨城県告示第1099号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2第1項の規定により、使用料、手数料、並びに貸付金の元利償還金及びこれに係る遅延損害金並びに損害賠償金の収納の事務を私人に委託しているが、次のとおり委託内容を変更したので、同条第2項の規定に基づき告示する。

令和6年10月24日

茨城県知事 大井川 和彦

1 受託者

所在地 東京都千代田区紀尾井町3番12号紀尾井町ビル

名称 弁護士法人一番町総合法律事務所 代表社員弁護士 神崎 浩昭

2 歳入の種別

(変更前)

茨城県立医療大学付属病院の設置及び管理に関する条例（平成8年茨城県条例第57号）の規定に基づく使用料及び手数料、茨城県県営住宅条例（平成9年茨城県条例第54号）の規定に基づく家賃及び駐車場の使用料（いずれも退去者に係るものに限る。）並びに茨城県保健師、助産師、看護師及び准看護師修学資金貸与条例（昭和37年茨城県条例第47号）、茨城県奨学資金貸与条例（昭和38年茨城県条例第18号）、茨城県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励資金貸与条例（昭和52年茨城県条例第24号）、茨城県社会福祉士及び介護福祉士修学資金貸与条例（平成5年茨城県条例第26号）、茨城県高等学校等奨学資金貸与条例（平成14年茨城県条例第33号）、茨城県育英奨学資金貸与条例（平成16年茨城県条例第46号）、茨城県医師修学資金貸与条例（平成18年茨城県条例第47号）、茨城県母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則（昭和45年茨城県規則第34号）、茨城県林業・木材産業改善資金貸付規則（平成16年茨城県規則第1号）、茨城県農業改良資金貸付規程（平成14年茨城県告示第1339号）及び中小企業事業継続応援貸付金要項の規定に基づく貸付金の元利償還金及びこれに係る遅延損害金、茨城県県営住宅条例（平成9年茨城県条例第54号）の規定に基づく損害賠償金のうち収入未済となり、かつ県で委託することが適当であると判断したもの。

(変更後)

茨城県立医療大学付属病院の設置及び管理に関する条例（平成8年茨城県条例第57号）の規定に基づく使用料及び手数料、茨城県県営住宅条例（平成9年茨城県条例第54号）の規定に基づく家賃及び駐車場の使用料並びに茨城県保健師、助産師、看護師及び准看護師修学資金貸与条例（昭和37年茨城県条例第47号）、茨城県奨学資金貸与条例（昭和38年茨城県条例第18号）、茨城県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励資金貸与条例（昭和52年茨城県条例第24号）、茨城県社会福祉士及び介護福祉士修学資金貸与条例（平成5年茨城県条例第26号）、茨城県高等学校等奨学資金貸与条例（平成14年茨城県条例第33号）、茨城県育英奨学資金貸与条例（平成16年茨城県条例第46号）、茨城県医師修学資金貸与条例（平成18年茨城県条例第47号）、茨城県母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則（昭和45年茨城県規則第34号）、茨城県林業・木材産業改善資金貸付規則（平成16年茨城県規則第1号）、茨城県農業改良資金貸付規程（平成14年茨城県告示第1339号）及び中小企業事業継続応援貸付金要項の規定に基づく貸付金の元利償還金及びこれに係る遅延損害金、茨城県県営住宅条例（平成9年茨城県条例第54号）の規定に基づく損害賠償金のうち収入未済となり、かつ県で委託することが適当であると判断したもの。

3 指定公金事務取扱者に指定した日及び公金事務を委託した日

令和6年4月1日

4 委託期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

5 委託事務の内容

使用料、手数料並びに貸付金の元利償還金及びこれに係る遅延損害金並びに損害賠償金の収納の事務

6 収納の方法

(1) 受託者は、受託に係る未収金を収納したときは、債務者等に対し、領収証書を交付するものとする。ただし、預金又は貯金の口座に対する払込みの方法により収納した場合にあっては、当該債務者等の請求があった場合に限り適用するものとする。

(2) 収納した未収金を翌月20日までに茨城県の指定金融機関又は収納代理金融機関に払い込むものとする。

